

飛島村感震ブレーカー設置費補助金

－ よくあるご質問 －

2026.4.1（初版）

1. 制度全般にかかるもの

- Q 1－1. 制度の目的について教えてください。
- Q 1－2. 補助金の申請の手続き方法について教えてください。
- Q 1－3. 補助金を受けられる対象者資格はありますか。
- Q 1－4. 補助金の額はどのように決まりますか。
- Q 1－5. いつ導入したものでも対象となりますか。
- Q 1－6. 補助金はいつもらえますか。
- Q 1－7. 店舗併用住宅の場合は法人と個人でそれぞれ申請できますか。
- Q 1－8. 二世帯住宅の場合はそれぞれの世帯で申請できますか。
- Q 1－9. 住宅と納屋等でそれぞれにブレーカーがある場合、別々に申請可能か。その場合の上限額はどのようになりますか。

2. 感震ブレーカーについて

- Q 2－1. どのような感震ブレーカーが対象になりますか。
- Q 2－1. Q 2－1で対象となる機具以外のものは全て対象外ですか。
- Q 2－3. コンセントタイプが対象外の理由はなぜですか。

3. 補助対象機具等について

- Q 3－1. 自ら購入して自ら設置した場合は補助対象となりますか。
- Q 3－2. 新築住宅を建てた際に設置したブレーカーが補助対象機具の場合、用意する書類はどのようなものが必要となりますか。
- Q 3－3. ハウスメーカーと令和7年7月に契約して、令和8年4月に引き渡しを行った場合は申請可能ですか。
- Q 3－4. 中古品の感震ブレーカーを貰って設置を業者へ依頼した場合、補助対象となりますか。

Q 1 - 1. 制度の目的について教えてください。

A 1 - 1. 飛島村では、地震時の電気火災リスクを低減し、安心な村づくりを目的として、感震ブレーカーを設置した方を対象として補助金を交付しています。

村内の住宅・企業の電気火災リスク低減を目的として設計している制度となりますので全世帯・全企業に偏りなく補助を行えるように、1世帯・企業当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額を定めています。

令和8年度から令和12年度に限り実施しますので、積極的なご利用をご検討ください。

Q 1 - 2. 補助金の申請の手続き方法について教えてください。

A 1 - 2. 補助金の対象物であることを確認の上、以下の書類に必要事項を記載して提出してください。

- ①補助金交付申請書（押印は不要です）
- ②村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
※法人の場合は法人名、代表者の役職、代表者名を記載してください。
- ③領収書の原本（原本の提出が困難な場合は窓口で担当者に提示し確認を受けた上で写しを提出してください）
- ④一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの性能評価に係る認証を有することが分かるカタログ等
- ⑤製品保証書等の写し（設置した製品が④の製品であることがわかる資料）
- ⑥振込先となる通帳の写し（ネットバンク等通帳が無い場合は、振込先口座情報が分かる画面の写し）
- ⑦施工後の写真
（対象物を導入したことがわかる写真 全体写真・型番の写真）

飛島村公式HPに各様式を掲載していますので参考としてください。また、不明点があれば設備または製品を導入前に事前に相談ください。

■問合せ先

飛島村役場総務課 防災担当 0567-97-3461

Q 1-3. 補助金を受けられる対象者資格はありますか。

A 1-3. 村内に住所を有する方および村内に住所を有する企業が対象となります。ただし、申請日時点で村税の滞納がある方および企業は対象外となります。

Q 1-4. 補助金の額はどのように決まりますか。

A 1-4. 取付けに工事費用が発生するものであればその費用を含めた額（製品の購入であればその製品の額）を対象事業費とし、その1/2の額で（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）20,000円を上限とした額が補助金額となります。
ただし、過去にこの補助金を利用していれば、1世帯・1企業当たりの累計の上限が20,000円となります。

Q 1-5. いつ導入したものでも対象となりますか。

A 1-5. 年度で予算を定めていますので、年度内に支払いが完了しているものが対象となります。

例) 令和8年度の場合、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに導入され、支払が完了しているもの。

Q 1-6. 補助金はいつもらえますか。

A 1-6. 申請のあった内容について、交付決定通知および額の確定通知を受けたあと、請求書を提出していただいてから原則として15日以内に請求書に記載いただいた口座に振り込みします。

Q 1-7. 店舗併用住宅の場合は法人と個人でそれぞれ申請できますか。

A 1-7. 複数機具の設置で法人と個人にそれぞれ名義が区分できるものは対象となります。

Q 1-8. 二世帯住宅の場合はそれぞれの世帯で申請できますか。

A 1-8. 複数機具の設置でそれぞれの世帯ごとに区分できるものは対象となります。1つの機具（例：感震ブレーカー付き分電盤）を二世帯で分割して申請することはできません。

Q 1-9. 住宅と納屋等でそれぞれにブレーカーがある場合、別々に申請可能か。その場合の上限額はどのようになりますか。

A 1-9. 住宅と納屋等のそれぞれに機具を設置した場合は別々に申請可能で

す。1世帯・企業当たり累計での上限額を20,000円と定めておりますので、住宅・納屋等それぞれの居住者（所有者）が同一世帯となる場合は累計の補助額20,000円が上限となります。

Q 2 - 1. どのような感震ブレーカーが対象になりますか。

A 2 - 1. 一定以上の揺れを感知して自動的に通電を遮断する機具であって、感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。

ただし、コンセントタイプは対象外となります。

対象となる機具については下記HPからご確認ください。

○一般社団法人日本配線システム工業会

<https://www.jewa.or.jp/index.html>

○一般財団法人日本消防設備安全センター

<https://www.fesc.or.jp/05/index3-b.html>

Q 2 - 2. Q 2 - 1 で対象となる機具以外のものは全て対象外ですか。

A 2 - 2. すべて対象外となります。

対象となる機具については、Q 2 - 1 で紹介しているホームページから最新の情報をご確認ください。

Q 2 - 3. コンセントタイプが対象外の理由はなぜですか。

A 2 - 3. 一定以上の地震を感知した際にブレーカーを遮断する機具の設置に対し補助することを想定しております。コンセントタイプは、接続した電気機器等の通電を遮断するのみであり、ブレーカーからの通電を遮断するものではなく、電気火災リスクの低減効果は他のタイプより低いと考え、対象外としております。

Q 3 - 1. 自ら購入して自ら設置した場合は補助対象となりますか。

A 3 - 1. 感震ブレーカーの購入費用及び設置に関連する物品が対象となります。例) 取付用ネジなど

※工具類（電動ドリルなど）は対象外となります。

Q 3 - 2. 新築住宅を建てた際に設置したブレーカーが補助対象機具の場合、用意する書類はどのようなものが必要となりますか。

A 3 - 2. 新築住宅の支払を行った領収書及び設置した感震ブレーカーの費用がわかる積算内訳等をご用意ください。

また、設置した機器が補助対象の機具と分かるよう、品番が分かる書類や認定マークが貼付されている写真などをご用意いただきますようお願いいたします。

Q 3 - 3. ハウスメーカーと令和7年7月に契約して、令和8年4月に引き渡しを行った。この場合は令和8年度に申請可能ですか。

A 3 - 3. 新築住宅等の場合は、引き渡しの日（完了日）が申請年度となります。着手日が令和7年度でも、令和8年4月に引き渡しを行ったものについては令和8年度の補助金申請の対象となります。

Q 3 - 4. 中古品の感震ブレーカーを貰って設置を業者へ依頼した場合、補助対象となりますか。

A 3 - 4. 設置に係る費用（工事費）のみでも申請可能です。ただし、対象となる機器を設置した場合に限るためご注意ください。

※購入した当時に感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン（内閣府）に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会又は一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有していた場合でも、申請時点で認証から外れている場合は対象外となります。